

(参考) 「たばこ問題情報センター」の協力で鉄道各社に迷惑喫煙者対策の質問状を送付

2003年5月23日付けの再質問状(89~93ページに掲載)に対して東武鉄道などが回答を拒否したことを、私は1999年に東武鉄道利用中の2回目の暴力被害を受けたときから連絡を取り合っているNGO「たばこ問題情報センター」(代表・渡辺文学、〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-1-4九段セントラルビル203、電話03-3222-6781、Fax.03-3222-6780)にも報告しました。このとき私は、健康増進法施行に伴い駅構内完全禁煙に踏み切った鉄道会社が、鉄道会社の「マナー向上の呼びかけ」に応じない悪質な迷惑喫煙者による利用者の受動喫煙被害の問題についてどう考えているのか、その認識を問う公開質問状を関係各社に送り、質問状とその回答書の内容を同センター発行の月刊紙「禁煙ジャーナル」で公表することにしようかと提案しました。この提案はただちに採用され、私が作成した質問状の草案がほぼそのまま関係各社に送られることになりました。結果的に、私が「たばこ問題情報センター」と渡辺代表の名前を借りて質問状を出したような形となりました。

質問項目は、鉄道営業法(181ページに掲載)に基づく迷惑喫煙者の法的取り締まりの是非、現在それを実施せずにいる理由、それを実施すべき責任の所在の有無についての認識、の三点としました。ポイントは三つ目で、これはそう遠くない将来に、鉄道会社が「マナー向上の呼びかけ」に応じない悪質な迷惑喫煙者を取り締まるのを怠り続けた結果、受動喫煙やそれを原因とする暴行などの被害を受けたことに対して、健康増進法25条に定める公共施設管理者としての不作為責任を問う「迷惑たばこ訴訟」とでも呼ぶべき集団訴訟を、鉄道各社を相手取って訴える可能性が出てくるであろうことを想定し、この点についての鉄道各社の見解を今のうちに引き出しておくのが目的です。質問状の送付先は、5月1日に駅構内完全禁煙を実施した私鉄10社(東武鉄道、西武鉄道、京成電鉄、京王電鉄、小田急電鉄、東京急行電鉄、京浜急行電鉄、相模鉄道、新京成電鉄、北総開発鉄道。順不同)、1988年から駅構内完全禁煙を実施している営団地下鉄と都営地下鉄(東京都交通局)、そして当時まだ駅構内完全禁煙を実施せずにいたJR東日本の、合計13社局としました。また質問状については、渡辺代表の承認を得て、交通権学会での研究発表資料(96~100ページに掲載)に、付録として全文を収録しておきました。

回答期限に指定した7月31日までに回答を寄せたのは、東武、西武、東急、相鉄、営団の5社局でした。特徴的だったのは、このうち営団を除く4社が「喫煙者もお客様」という認識を示していることです。喫煙者のすべてがそうではないにせよ、時には暴力に訴えてでも迷惑行為を正当化し、鉄道という公共施設の秩序と治安を乱す喫煙者まで「お客様」としてもてなす必要があるのか、公益サービス業として「迷惑行為に目くじら立てるな、いやなら乗るな」でいいものか疑わしい、という疑問を強く感じさせるものです。結局のところ、「迷惑行為者からも運賃収入を稼ぐためには、鉄道施設内の秩序や治安が二の次になってもやむを得ない」というのが鉄道会社のホンネであることを、4社の回答書が示していると言えるのではないのでしょうか。

なお、営団地下鉄からの回答書(110ページに掲載)に「駅構内及び車内での喫煙はほとんど見受けられないのが現状...現行の啓蒙活動によって十分対処できる」とあるのが事実と反する不当な見解であることは、本書の101~106ページを参照すれば容易に理解できることでしょう。